



ラオスにおける EC プラットフォーム事業者に適用される税について

2022 年 4 月 21 日

One Asia Lawyers ラオス事務所

1. 背景

2021 年 4 月 12 日付で「電子商取引に関する政府令 (No.296) (以下、政府令)」が発行されています (詳細は、2021 年 5 月 31 日発行の [ニュースレター](#) をご覧ください)。本政府令では、e コマース事業における税務上の規定については、規定されていなかったため、今回、財務省は、2022 年 2 月 24 日付で「e コマース事業及びデジタルプラットフォームに適用される納税の義務 (No.0541) (以下、財務省通達)」について通知を発行しました。



なお、e コマースの 3 種類¹の形態のうちの「ネット販売」にかかる税については、2021 年 7 月 27 日発行の [ニュースレター](#) をご覧ください。

財務省通達は、1. ラオス国内企業登録者 2. 外国法人 (ラオス非居住者) 3. 企業登録をしていない国内外の個人事業者の各対象にごとに、税務上の規定が記載されています。

本ニュースレターでは、2. 非居住者である外国法人に適用される税務上の義務について解説いたします。

2. マーケットプレイスの運営法人及びデジタルプラットフォームサービス事業者 (以下、EC プラットフォームサービス) について

ラオスにおいて企業登録をしていない EC プラットフォームサービスをラオス国内のユーザーに提供する事業者名が以下の通り、例示されています。

サービス内容	例
オンライン映画、音楽、ゲーム、アプリケーションの提供	YouTube、JOOX、TikTok、Humble、Zoom、CODASHOP など

¹ ①ネット販売(Online Ordering Function)、②マーケットプレイス (Electronic Marketplace) への出店及び③マーケットプレイスの運営 (政府令第 6 条)

ストリーミング配信	NETFLIX、Apple TV+、Disney+など
広告媒体の提供	Facebook、Google など
ホテル、宿泊施設、旅行の予約サイト	Agoda、Booking.com、Airbnb など
買い手と売り手の間の仲介	Shopee、Lazada など

3. EC プラットフォームサービス事業者に対する税務上の義務について

- 1) EC プラットフォームサービスに対するラオス国内のユーザーからの収入が年間 4 億キープ（約 34,000 米ドル）を超える場合、VAT 登録が必要となります。
- 2) 財務省のオンライン納税サービス (TaxRIS : <http://taxservice.mof.gov.la/>) を通じて、12 桁の納税者番号（以下、TIN）を取得する必要があります。
- 3) ラオス国内のユーザーからの EC プラットフォームサービスを通じた商品の販売やサービスの提供に対する売上 VAT (VAT Output) を計算・回収し、仕入 VAT (VAT Input) を控除せずに、TaxRIS を通じて申告・納付する必要があります。
- 4) OECD Regulation on E-Commerce and Digital Service Tax²に従って、法人税 (Profit Tax) を計算、TaxRIS を通じて申告・納付する必要があります。
- 5) EC プラットフォームサービス事業に携わるラオスに居住する個人に対して給料等の支払が発生する場合、事業者が源泉徴収を行い、所得税を TaxRIS を通じて申告・納付します。ラオス居住者個人へ銀行送金による支払いを行ったことがわかる書類 (Transaction Information) が必要となります。
- 6) EC プラットフォームサービス事業者の VAT 及び法人税の申告・納付期限は、7 月 20 日と翌年 1 月 20 日の年に 2 回と規定されています。
- 7) 税務署は、要請に応じて、非居住者である企業に対して、その提供する EC プラットフォームサービスに関する追加情報を提供するよう求めることができます。

法人税に関しては、上記 3. 4) で引用されている OECD の規定が確認できておりません。他方、ラオスの所得税法に従う場合、ラオス国内で企業登録をせずに、ラオス国内で事業を行い収入を得ている非居住者は、ラオス国内で課税されると規定されています（所得税法第 12 条）。すなわち、ラオスでは源泉徴収の対象となります。源泉徴収税率は、サービス業の場合は、15% と設定されており（所得税法第 15 条）、源泉徴収法人税は、総売り上げの 3% となります³。原

² 具体的にどの規定を参照しているのか不明

³ 法人税は、特殊な産業（たばこ、鉱業など）を除いては、一律 20%

則、サービスの購入者が源泉徴収をして納付することになりますが、TaxRIS を通して、非居住者自身が申告・納付することが可能であると理解できますが、詳細は、確認できておりません。

以上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南西アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南西アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 7 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

satomi.uchino@oneasia.legal (内野 里美)



藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイを中心にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム (CLMV) の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。タイ国内案件、ベトナム国内案件、CLM へのクロスボーダー進出支援業務、M&A、コーポレート、労務、税務、紛争解決案件等を担当。ビエンチャン日本人商工会議所事務局長（2015 年）、カンボジア日本人商工会労務委員（2014 年、2015 年）、盤谷日本人商工会 GMS 委員（2016 年-）、東京都中小企業振興公社の相談員（2017 年-）、中小機構相談員（2016-）等を歴任。



内野 里美 弁護士法人 One Asia ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種法的なサポートを行う。